

■ Article (vol. 42) ■ .....

「長崎年金訴訟」最高裁破棄判決の衝撃

税理士 朝倉洋子

.....  
平成22年7月6日、最高裁は相続によって取得した生命保険金を、年金で受け取った場合に、雑所得として課税することは二重課税に当たるとする画期的な納税者勝訴判決を言い渡した（平成22年7月6日最高裁判決、破棄自判）。

この日、各新聞は夕刊1面トップでこの事件を報道し、翌7月7日には、野田財務大臣により、①過去5年間分は更正の請求、②5年を超える部分は制度上の対応が必要、③生保年金以外の金融商品については、政府税調の中で議論し、来年度の税制改正で対応するという方針が示された。

国税庁は、財務大臣談話の方針を踏まえこれまでの法令解釈を変更し、ホームページにおいて、納めすぎとなっている過去5年分の所得税については更正の請求を経て減額更正を行い、返金することを明示した。これは、まさに、過去に例を見ない迅速な対応であった。

この事件は、夫の死亡により、その妻が平成14年に受け取った年金払保障特約年金220万8000円が雑所得に当たるとして、所得税の更正処分を受けたため、その取消しを求めて提訴したという事案である。

一審長崎地裁は原処分取消し、納税者勝訴を言い渡したが、控訴審福岡高裁では逆転して納税者敗訴、最高裁の判断が待たれていたところであった。

最高裁は次のように判示した。

-----  
所得税法9条1項は、その柱書きにおいて「次に掲げる所得については、所得税を課さない。」と規定し、その15号において「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」を掲げている。同項柱書きの規定によれば、同号にいう「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。

そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時における価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の

課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、二重課税を排除したものであると解される。

相続税法3条1項1号にいう保険金には、年金の方法により支払を受けるものも含まれると解される。年金の方法により支払を受ける場合の上記保険金とは、基本債権としての年金受給権を指し、これは同法24条1項所定の定期金給付契約に関する権利に当たるものと解される。

そうすると、年金の方法により支払を受ける年金受給権のうち有期定期金債権に当たるものについては、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき年金の総額に所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、その年金受給権の取得の時にける時価、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額と上記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解される。

したがって、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものであり、所得税法9条1項15号により所得税の課税対象とならないものというべきである。

本件年金受給権は、年金の方法により支払を受ける上記保険金のうちの有期定期金債権に当たり、また、本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第1回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解され、本件年金の額は、すべて所得税の課税対象とならないから、これに対して所得税を課することは許されない。

---

この最高裁判決は、第2回目以降の年金の課税関係については判断を示さなかったが、本年、相続税法24条の改正があり、実勢の金利水準による評価額に近い形で見直されたことからすると、今後は、課税上の均衡が更に図られることになるものと考えられる、と指摘されている（判例タイムズNo.1324 80頁参照）。

更に、判例タイムズは、生命保険会社が本件年金につき源泉徴収を行ったことは適法であると判断したことは、様々な生命保険契約について、一律に所得税法

207条、208条を適用し、確定申告において個別に精算させるのが相当であるとの実質上の理由によるものと考えられるとした上で、本判決は、所得税法及び相続税法の解釈に関する重要な判断を示したものであり、長年にわたる課税実務に是正を迫るものであってその影響するところは極めて大きいと評している。

改めて、この重要な判決について考えるとき、7年間の長きにわたって納税者を支え、戦い抜いた補佐人税理士、訴訟代理人弁護士の方々のご努力に心から感謝申し上げたい。

なお、東京国税局からは、平成22年7月7日付で、事務連絡「最高裁判決において国側敗訴となった訴訟事案に係る想定問答の送付について（追加）」がメール送信されており、過去5年分の所得税の還付につき、次のような問答が想定されている。

「問3 報道によれば、過去5年分の所得税について更正の請求ができるとされているが事実か。

(答)

今回の判決に伴い、国税庁の法令解釈の変更が予定されていることから、過去5年分の所得税について、更正の請求ができると考えられるが、いずれにしても、国税庁において対応方針を決定し、その対応方針について、国税庁ホームページや税務署の窓口、また、生命保険業界にも協力を求め、丁寧に、かつ、積極的な広報・周知を図っていくこととしている。」

「問4 過去5年分の所得税しか還付されないのは問題ではないか。

(答)

国税庁の法令の解釈が、判決などに伴い変更され、変更後の解釈が変更され、所得金額や税額などが減少することになる場合は、現行法上、過去5年分の所得税について、更正の請求を行うことができることとなっており、これに基づき、還付等の手続きを行うこととなる。

なお、ご指摘の点については、国税庁にお伝えしたい。」

以上